

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 3
- 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政・変革局財務部財政課】 4
- 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 5
- 北九州市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例【子ども家庭局子ども総合センター】 8
- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局農林水産部農林課】 1 0
- 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【都市戦略局計画部都市計画課】 1 1
- 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例【消防局警防部消防団支援課】 2 1

◇ 規 則

- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局農林水産部農林課】 2 2

◇ 告 示

- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧（2 件）【都市戦略局計画部都市計画課】 2 3
- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 2 5

◇ 公 告

- 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等に対する措置に係る公告【都市戦略局総務政策部空き家活用推進課】 2 9

○ 違法放置等物件の除去及び保管【都市整備局道路部管理課】	3 0
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局総務部総務課】	3 2

北九州市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 6 号

北九州市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市認可地縁団体印鑑条例（平成 7 年北九州市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 7 号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成 1 2 年北九州市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 4 0 号の 3 3 中「第 3 9 条の 2 2 第 1 項」を「第 3 9 条の 1 1 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 8 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年北九州市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 3 条の 2 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）及び児童家庭支援センターを除く。）の設置者は、法第 4 5 条第 7 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 4 条の 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 1 3 条第 6 項において準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴

力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第6条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第7条第1項及び同条第3項の表の備考第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第14条後段並びに第15条第1項の表の第6条第1項の項及び同条第2項後段中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

（北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第4条 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項後段中「35人」を「30人」に改める。

第11条に次の1項を加える。

15 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に

規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年北九州市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第2条中北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第2項、第7条第1項、同条第3項の表及び同条第5項第2号、第14条並びに第15条第1項の表及び同条第2項の改正規定並びに第4条中北九州市認定こども園の認定要件に関する条例第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第4条の規定による改正後の北九州市認定こども園の認定要件に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

北九州市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 9 号

北九州市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 2 2 第 2 項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一般原則)

第 3 条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第 3 3 条第 1 項又は第 2 項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(登録等に関する基準)

第 4 条 前条及び次条に定めるもののほか、一時保護委託者の登録等に関する基準は、法第 3 4 条の 2 2 第 3 項に規定する内閣府令で定める基準によるものとする。

(暴力団員等の排除)

第 5 条 登録一時保護委託者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 当該登録一時保護委託者（その者が法人である場合にあっては、その役員等（法第 3 4 条の 1 5 第 3 項第 4 号ニに規定する役員等をいう。第 4 号において同じ。））又は当該登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下この条において「登録一時保護委託施設」という。）の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（次号及び第 3 号においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等をその登録一時保護委託施設の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。

- (3) 暴力団員等によりその登録一時保護委託施設の運営が支配を受けていると認められること。
- (4) 当該登録一時保護委託者（その者が法人である場合にあっては、その役員等を含む。次号において同じ。）又は当該登録一時保護委託施設の管理者が、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 当該登録一時保護委託者又は当該登録一時保護委託施設の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 0 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の農家年長者創作活動施設の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 1 号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年北九州市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条本文中「又は隣地境界線」を「、隣地境界線又は地区整備計画区域の区域境界線（以下「道路境界線等」という。）」に改める。

別表第 2 中

「建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度」を

「建築物の外壁等の面から道路境界線等までの距離の最低限度」に

改め、同表の曽根地区地区整備計画区域の項中

「次に掲げる建築物以外のもの
（１） 共同住宅（地区整備計画区域内で業務に従事する者又は医療・生活 A 地区内若しくは医療・生活 B 地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。）
（２） 寄宿舍（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第 5 条第 1 8 項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は地区整備計画区域内で業務に従事する者若しくは医療・生活 A 地区内若しくは医療・生活 B 地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。）
（３） 学校、図書館その他これらに類するもの
（４） 研修所又は研究所
（５） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する

もの	
(6) 診療所又は病院	
(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	
(8) 薬局の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの	
(9) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以内のもの	
(1 0) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物	
(1 1) 前各号の建築物に付属するもの	
次に掲げる建築物以外のもの	
(1) 共同住宅（ 1 階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものに限る。）	
(2) 寄宿舍（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第 5 条第 1 8 項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は地区整備計画区域内で業務に従事する者若しくは医療・生活 A 地区内若しくは医療・生活 B 地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。）	
(3) 学校、図書館その他これらに類するもの	
(4) 研修所又は研究所	
(5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
(6) 公衆浴場	
(7) 診療所又は病院	
(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	
(9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	
(1 0) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	
(1 1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	

を

(1 2) ホテル又は旅館 (1 3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (1 4) 令第 1 3 0 条の 6 に掲げる工場 (1 5) 前各号の建築物に付属するもの
次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 寄宿舍（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第 5 条第 1 8 項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は地区整備計画区域内で業務に従事する者の居住の用に供するものに限る。） (4) 集会所又は公民館 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所又は病院 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以内のもの (9) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以内のもの (1 0) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (1 1) 令第 1 3 0 条の 6 に掲げる工場 (1 2) 前各号の建築物に付属するもの
次に掲げる建築物以外のもの (1) 病院 (2) 共同住宅又は寄宿舍で地区内にある病院の業務に従事する者の居住の用に供するもの (3) 前 2 号の建築物に付属するもの

(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
--

(3) 下宿 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（薬局の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。） (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) ホテル又は旅館 (7) 公衆浴場 (8) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (9) 自動車教習所 (10) 畜舎 (11) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (12) 工場 (13) 自動車修理工場 (14) 自動車車庫 (15) 倉庫 (16) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (17) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅（1階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものを除く。） (4) 下宿 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) 令第130条の6に掲げる工場以外の工場 (9) 自動車修理工場 (10) 自動車車庫 (11) 倉庫 (12) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
(1) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (2) 下宿 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの（集会所及び公

民館を除く。)
(４) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートルを超えるもの
(５) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートルを超えるもの
(６) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(７) ホテル又は旅館
(８) 公衆浴場
(９) 自動車教習所
(１０) 畜舎
(１１) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
(１２) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
(１３) カラオケボックスその他これに類するもの
(１４) 令第１３０条の６に掲げる工場以外の工場
(１５) 自動車修理工場
(１６) 自動車車庫
(１７) 倉庫
(１８) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの
(１９) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
(１) 住宅
(２) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
(３) 下宿
(４) 学校、図書館その他これらに類するもの
(５) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの
(６) 事務所その他これに類する用途に供するもの
(７) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(８) ホテル又は旅館
(９) 公衆浴場
(１０) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
(１１) 診療所
(１２) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

に、

(1 3)	自動車教習所
(1 4)	畜舎
(1 5)	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
(1 6)	工場
(1 7)	自動車修理工場
(1 8)	自動車車庫
(1 9)	倉庫
(2 0)	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
(2 1)	税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの
(2 2)	危険物の貯蔵又は処理に供するもの

次に掲げる建築物以外のもの (1) 研究所又は工場（いずれも重点的に企業立地を促進する必要がある業種として市長が別に定める業種に属する事業のための施設に限る。） (2) 倉庫業を営む倉庫（物資の流通の効率化に関する法律第 6 条第 1 項の規定により認定を受けた同項の総合効率化計画に記載された同法第 4 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に限る。） (3) 寄宿舍（新産業 A 地区内又は新産業 B 地区内で業務に従事する者の居住の用に供するものに限る。） (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に付属するもの (6) 前各号に掲げるもののほか、新産業 A 地区及び新産業 B 地区の土地の利用状況等に照らし、支障がないと市長が認める研究所、工場、倉庫業を営む倉庫その他これらに類するもの					外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線までの距離
					外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている隣地境界線までの距離

を

(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅又は下宿 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 事務所その他これに類する用途に供するもの					外壁等の面から市道曽根 2 2 3 号線の道路境界線までの距離
					外壁等の面から医

(6) 図書館その他これに類するもの				療・生活
(7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの				A地区の
(8) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの				区域境界
(9) 公衆浴場				線又は医
(10) 診療所				療・生活
(11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの				C地区の
(12) 自動車教習所				区域境界
(13) 畜舎				線までの
(14) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				距離
(15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの				
(16) カラオケボックスその他これに類するもの				
(17) 自動車車庫				
(18) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの				
(19) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの				
(20) 産業廃棄物処理施設				

に、

新産業B地区	次に掲げる建築物以外のもの					外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている隣地境界線までの距離	20メートル	(1) 工場等に付属する守衛室等で管理又は保安のための用途に供する施設			
	(1) 研究所又は工場（いずれも重点的に企業立地を促進する必要がある業種として市長が別に定める業種に属する事業のための施設に限る。）							(2) 自転車駐車場			
	(2) 倉庫業を営む倉庫（物資の流通の効率化に関する法律第6条第1項の規定により認定を受けた同項の総合効率化計画に記載された同法第4条第3号に規定する特定流通業務施設に限る。）										
	(3) 寄宿舍（研究所、工場又は倉庫業を営む事業所の従業員の居住の用に供するものに限る。）										
	(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物										
	(5) 前各号の建築物に付属するもの										
	(6) 前各号に掲げるもののほか、新産業A地区及び新産業B地区の土地の利用状況等に照らし、支障がないと市長が認める										

を

研究所、工場、倉庫業を営む倉庫その他これらに類するもの										
-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

新産業B地区	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅又は下宿 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 事務所その他これに類する用途に供するもの (6) 図書館その他これに類するもの (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (9) 公衆浴場 (10) 診療所 (11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (12) 自動車教習所 (13) 畜舎 (14) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (16) カラオケボックスその他これに類するもの (17) 自動車車庫 (18) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (19) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (20) 産業廃棄物処理施設				外壁等の面から医療・生活C地区の区域境界線までの距離	20メートル	(1) 工場等に付属する守衛室等で管理又は保安のための用途に供する施設 (2) 自転車駐車場			
新産業C地区	次に掲げる建築物（第1号から第4号までに掲げる建築物にあっては、物資の流通の効率化に関する法律第4条第1号に規定する流通業務の用に供するものに限る。）以外のもの (1) 工場 (2) 倉庫 (3) 事務所 (4) 自動車車庫 (5) 前各号の建築物に付属するもの	10分の20		10分の6	500平方メートル	外壁等の面から医療・生活A地区の区域境界線又は医療・生活B地区の区域境界線までの距離	20メートル	(1) 工場等に付属する守衛室等で管理又は保安のための用途に供する施設 (2) 自転車駐車場	36メートル	

に

改め、同表の舞ヶ丘地区地区整備計画区域の産業施設A地区の項中「外壁等の

後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線」を「市道横代71号線の道路境界線（後退距離が定められている部分に限る。）又は北九州市立舞ヶ丘6号公園の境界である隣地境界線（後退距離が定められている部分に限る。）」に改め、同表の舞ヶ丘地区地区整備計画区域の産業施設B地区の項中

次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げる工場、同項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9で定めるもの及び産業廃棄物処理施設を除く。） (2) 研究所の用に供する事務所 (3) 倉庫業を営む倉庫、貨物利用運送事業の用に供する倉庫若しくは一般貨物自動車運送事業の用に供する倉庫又はこれらに付属する事務所若しくは自動車車庫 (4) 前3号の建築物に付属するもの	10 分の 20		10 分の 6
---	----------------	--	---------------

を

(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 学校、図書館その他これらに類するもの (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (8) 公衆浴場 (9) 診療所 (10) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (11) 病院 (12) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (13) 自動車車庫 (14) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (15) ホテル又は旅館 (16) 自動車教習所 (17) 畜舎			
---	--	--	--

に

(1 8)	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
(1 9)	カラオケボックスその他これに類するもの			
(2 0)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの			
(2 1)	キャバレー、料理店その他これらに類するもの			
(2 2)	産業廃棄物処理施設			

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 2 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「3 1 万 5 , 0 0 0 円」を「3 3 万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 6 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（内払）

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の第 1 6 条の規定により支給されたもの又は北九州市消防団員等公務災害補償条例付則第 3 7 項の規定により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の第 1 6 条の規定による葬祭補償の内払とみなす。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 0 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

家畜診療所	午前 8 時 3 0 分から 午後 5 時まで	(1) 日曜日及び 土曜日 (2) 休日 (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日
農家年長者創作活動 施設	午前 9 時から午後 5 時まで	1 2 月 2 8 日から翌 年の 1 月 4 日までの 日

を

」

「

家畜診療所	午前 8 時 3 0 分から 午後 5 時まで	(1) 日曜日及び 土曜日 (2) 休日 (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日
-------	----------------------------	--

に

」

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 389 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、法第 21 条第 2 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 16 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
曾根地区地区計画	北九州市小倉南区下曾根二丁目、曾根北町、大字曾根及び沼南町三丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第 390 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、法第 21 条第 2 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 16 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
舞ヶ丘地区地区計画	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目及び大字横代地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第 3 9 1 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）
第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管した
ので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の
台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり

2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する
休日及び令和 8 年 1 2 月 2 9 日から令和 9 年 1 月 3 日までの日は、返還事
務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転
車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過し
ても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分す
る。

別表

移動し、保管した自転車が 放置されていた場所	移動し、 保管した 自転車の 台数	移動し、保 管した年月 日	保管及び返還を行う 場所
門司区自転車放置禁止区 域外	4 台	令和 8 年 9 月 1 5 日	北九州市小倉北区青 葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転 車放置禁止区域	1 2 台	令和 8 年 9 月 3 日	

	4 台	令和 8 年 9 月 1 5 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 9 月 2 8 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 9 月 9 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 8 年 9 月 1 日	
	3 台	令和 8 年 9 月 4 日	
	1 台	令和 8 年 9 月 7 日	
	2 台	令和 8 年 9 月 1 5 日	
	2 台	令和 8 年 9 月 1 7 日	
	2 台	令和 8 年 9 月 2 8 日	
	2 台	令和 8 年 9 月 2 9 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 8 年 9 月 2 8 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 8 年 9 月 7 日	
	5 台	令和 8 年 9 月 8 日	
	2 台	令和 8 年 9 月 1 0 日	
	1 台	令和 8 年 9 月 1 4 日	
	2 台	令和 8 年 9 月 1 5 日	
	5 台	令和 8 年 9 月 1 8 日	

	4 台	令和 8 年 9 月 2 4 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 8 年 9 月 3 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
	1 台	令和 8 年 9 月 1 6 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 8 年 9 月 8 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 8 年 9 月 1 7 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 8 年 9 月 7 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	3 台	令和 8 年 9 月 1 0 日	
	2 台	令和 8 年 9 月 1 1 日	
	1 台	令和 8 年 9 月 1 4 日	
	3 台	令和 8 年 9 月 1 6 日	
	2 台	令和 8 年 9 月 1 8 日	
	3 台	令和 8 年 9 月 2 4 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 8 年 9 月 4 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
	1 0 台	令和 8 年 9 月 1 6 日	
	1 4 台	令和 8 年 9 月 2 8 日	
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 8 年 9 月 1 0 日	

戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 8 年 9 月 1 0 日	
---------------	-----	---------------------	--

北九州市公告第 7 4 1 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 2 2 条第 1 0 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 建築物の所在地

北九州市八幡東区上本町一丁目 9 番 3 号

2 建築物の家屋番号等

(1) 家屋番号 2 7 6 番 1 0

(2) 種 類 居 宅

(3) 構 造 木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

(4) 床 面 積 9 7 . 9 6 m² (1 階 7 8 . 6 7 m² 2 階 1 9 . 2 9 m²)

3 所有者等が行うべき措置の内容

当該特定空家等を全て除却すること。

4 措置の期限

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

期限までに措置が履行されないときは、措置を命ぜられるべき者の負担において、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

5 動産の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合せ先に通知すること。

6 問合せ先

北九州市都市戦略局総務政策部空き家活用推進課

電 話：0 9 3－5 8 2－2 7 7 7

F A X：0 9 3－5 6 1－7 5 2 5

北九州市公告第 7 4 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 4 条の 3 第 1 項の規定により違法放置等物件を除去し、同条第 2 項の規定により当該違法放置等物件を保管したので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 保管した違法放置等物件の名称又は種類、形状及び数量

（１） 名称又は種類

普通自動二輪車

（２） 形状

車名 ヤマハ・マジスティ

車体の色 銀

車両番号 なし

車台番号 S G 0 3 J - 0 4 6 3 6 0

（３） 数量

1 台

2 保管した当該違法放置等物件が放置されていた場所

北九州市小倉北区堅町一丁目 5 番 5 号 市道堅町 8 号線路上

3 保管した当該違法放置等物件を除去した日時

令和 8 年 9 月 1 0 日午前 9 時 3 6 分

4 当該違法放置等物件の保管を始めた日時

令和 8 年 9 月 1 0 日午前 9 時 5 3 分

5 当該違法放置等物件の保管の場所

北九州市小倉北区東港一丁目 2 番 4 8 ほか

東港ポンプ場東港資材置場

6 返還事務を行う場所及び期間

（１） 場所

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

小倉北区役所まちづくり整備課

（２） 期間

この公示の日から令和 9 年 3 月 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 8 年 1 2 月 2 9 日から令和 9 年 1 月 3 日までの日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

7 問合せ先

北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所まちづくり整備課（電話093-582-3471）

北九州市公告第 7 4 4 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量
北九州市本庁舎他 1 箇所電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市役所本庁舎
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
北九州市小倉北区役所庁舎
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条の 2 の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話０９３－５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を伝えた上で、令和８年１月５日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

（１） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市総務市民局総務部総務課

イ 期間 公告の日から令和８年１月２４日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで並びに同月２５日の午前９時から午前１１時まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（３） 入札説明会の場所及び日時 実施しない。

（４） 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和８年１月５日午後５時までに競争参加の申出書を北九州市総務市民局総務部総務課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第１号アの場所に書留郵便により、令和８年１月５日午後５時まで必着のこと。

（５） 郵送による場合の入札書の提出期限 第１号アの場所に書留郵便により、令和８年１月２４日午後５時までに必着のこと。

（６） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市役所本庁舎地下２階第２入札室

イ 日時 令和８年１月２５日午前１１時

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の１００分の５以上。ただし、北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号。以下「契約規則」という。）第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2013

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Power supply to Kitakyushu City Hall and Kokurakita Ward Office.

(2) Deadline of Tender (by hand)

11:00a.m. Nov 25, 2026

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. Nov 24, 2026

(4) For further information, please contact:

General Affairs Division, General Affairs Department,

General and Civic Affairs Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8501 Japan TEL 093-582-2013